

## NPO等による復興支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 東日本大震災津波の復興支援及び被災者支援（以下「復興・被災者支援」という。）並びに県内各地の様々な地域課題を解決するための取組（以下「地域活動」という。）において、行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援及び地域活動の継続的な実施を図るために、特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織（以下「NPO等」という。）又はNPO等及び都道府県若しくは市区町村（以下「地方自治体」という。）を構成員に含む協議体が行う復興・被災者支援及び地域活動の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び本要綱により補助金を交付する。

### (補助金の交付の対象)

第2 本補助金の交付の対象は、別表第1の左欄に掲げる者が行う右欄に掲げる事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するNPO等が行う事業は、対象としない。

- (1) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施しているNPO等
- (2) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を主たる目的とするNPO等
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制の下にあるNPO等

### (補助金額等)

第3 第1に規定する経費、補助金額等は、別表第2のとおりとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 行政による他の補助金等の対象となっている事業については、本補助金の交付の対象としないものとする。ただし、他の補助金の補助対象部分と非対象部分が明確に切り分けられる場合には、当該非対象部分については補助対象経費とすることができる。

### (提出書類及び提出期日)

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

### (消費税等仕入控除税額)

第5 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (交付の決定)

第6 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付の決定

を行うものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たり、第5の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第5ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第7 補助事業者は、補助金を全額受領した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、NPO等による復興支援事業補助金消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合には、当該報告による知事の補助金の返還命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業内容の軽微な変更)

- 第8 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
- (1) 規則第5条に定める補助金の交付決定額に変更が生じる変更
  - (2) 補助事業者の変更
  - (3) 補助事業内容の重要な変更

(申請の取下期日)

- 第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、NPO等による復興支援事業補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(状況報告)

- 第10 補助事業者は、別に定める期日までに補助金事業遂行状況報告書(様式第9号)により、知事に報告しなければならない。

(立入検査等)

- 第11 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(地方自治体を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(前金払)

第 12 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、NPO 等による復興支援事業補助金前金払請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の前金払は、補助金額の 9 割を上限とする。

（書類の整備等）

第 13 補助事業者は、本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が 5 年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）保存しなければならない。

（財産の処分及び管理）

第 14 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円未満の機械、器具及び備品を除く。）について、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、補助事業完了後から耐用年数を満了するまでの間、知事の求めに応じて、使用状況を報告することとする。

3 補助事業者は、前項に掲げる財産で、処分制限期間を経過しないものについて、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）その他関係書類を整備し、保管しなければならない。

4 知事は、補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、当該収入の全部又は一部を、県に対して納付させることがある。

（補助金の収益納付）

第 15 補助事業者は、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、出資により取得した持分に対する財産配分等により収益があったときは、NPO 等による復興支援事業補助金収益状況報告書（様式第 12 号）により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき、相当の収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させるものとする。

（補則）

第 16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2関係）

補助対象者	補助対象事業
<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) NPO等のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 右欄の補助対象事業の(1)に掲げる事業又はこれに準じるものを行うもの</p> <p>イ 右欄の補助対象事業の(2)から(4)までに掲げる事業又はこれに準じるものを行うもので、県内に主たる事務所、その他の事務所又はこれに準ずるものを置くもの</p> <p>(2) (1)の条件を満たすNPO等及び地方自治体を構成員に含む協議体で、その規約又はそれに相当する文書において、以下の5つの事項を定めているもの</p> <p>ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲</p> <p>イ 協議体の意志決定方法</p> <p>ウ 協議体を解散した場合の地位の承継者</p> <p>エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法</p> <p>オ その他協議体の運営に関して必要な事項</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 岩手県における復興・被災者支援又は岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援</p> <p>ア 避難生活を送る被災者等の見守りやカウンセリング、震災により日常生活に支障を来たしている被災者等の支障を軽減するためのサポートといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組を行う事業</p> <p>イ 仮設住宅や災害復興住宅等での被災者間や被災者と行政・支援者・地元住民等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組（ただし、将来の災害の備えや地域振興策に係る取組は除く。）を行う事業</p> <p>ウ 原子力災害に係る岩手県に対する風評被害対策の取組を行う事業</p> <p>エ 復興・被災者支援を行うNPO等の取組をノウハウや情報の提供等により支援する取組（中間支援の取組）を行う事業</p> <p>(2) 従来は地方自治体が担ってきた公の分野における活動をNPO等が地方自治体と協働して行う事業</p> <p>(3) 中間支援NPO等が他の団体を支援するための事業</p> <p>(4) 企業のCSR活動と連携する事業</p>

別表第2（第3関係）

区分	要件等
<p>1 補助対象経費</p>	<p>(1) 人件費（補助事業者が協議体である場合、行政機関の職員に係る人件費を除く。）</p> <p>(2) 諸謝金（外部講師等）</p> <p>(3) 旅費（職員、外部講師等）</p> <p>(4) 消耗品費（購入単価3万円未満のもの）</p> <p>(5) 印刷製本費</p> <p>(6) 通信運搬費</p> <p>(7) 使用料及び会場借料</p>

	<p>(8) 募集広告費  (9) 委託費  (10) その他知事が必要と認める経費（施設等の整備費、設備備品購入費（購入単価3万円以上のもの）を含む。）</p> <p>なお、NPO等の運営に必要な経常的な経費については対象から除くものとする。また、事業に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとするが、やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該事業の趣旨に合致するとともに、当該事業の実施に当たって真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、上限額は一つの事業につき、その事業経費の1/2以内とする。</p>
2 補助金額	<p>経費に相当する額の8/10以内の額とする。</p> <p>ただし、1事業ごとの補助金の上限額は800千円とする（消費税額等を含む。）。なお、事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を1年度受けたことのある補助事業者に対する1事業ごとの補助金の上限額は600千円とし、事業実施年度の前年度以前に本事業による補助を2年度以上受けたことのある補助事業者に対する1事業ごとの補助金の上限額は400千円とする（消費税額等を含む。）。</p>
3 自己負担	<p>補助事業者は、補助対象事業の経費の一定割合（経費の2/10）以上について自己負担することとし、会費、寄附金、助成金等による現金収入を充てることとする。ただし、当該現金収入（当該事業への充当が適当でないと認められる収入は控除する。）のみでは自己負担額が不足する場合に限り、当該補助事業者以外から提供される、補助事業に係る無償の役務や物資等を金銭換算したものも自己負担額に充てることを認めることとし、その範囲及び金銭換算の基準（単価設定等）については、別に定める。</p> <p>また、補助事業による収益又は補助事業と明確には区分できない収益は、その全額を自己負担額に充てることとする。</p>

別表第3（第4関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	NPO等による復興支援事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 資金計画書	第1号 第2号 第3号 任意	1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	NPO等による復興支援事業費補助金事業変更（中止、廃止）申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 資金計画書	第4号 第2号 第3号 任意	1部 1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで

規則第 13 条第 1 項の 規定による 書類	N P O 等による復興支援事業費 補助金請求（精算）書	第 5 号	1 部	別に定め る。
	N P O 等による復興支援事業費 補助金事業実績報告書	第 6 号	1 部	
	1 事業成果等の報告	第 7 号	1 部	
	2 収支精算書	第 3 号	1 部	